

# ⑦ 給与支払報告書(総括表)

追加 訂正

## 給与支払報告書の提出について

郡山市長



太枠内を記入してください。

年 月 日 提出

1 指定番号	検印
--------	----

給与支払者の個人番号又は法人番号		個人番号は右詰めで記入してください。	
郵便番号	〒	事業種目	
給与支払者所在地(住所)		2 受給者総数	名
(フリガナ)		3 郡山市への報告人員	
給与支払者の名称又は氏名	様	① 特別徴収(給与差引)	名
代表者の氏名		② 退職者	名
		③ 普通徴収(本人納付)	名
		合計(①+②+③)	名
担当者の所属氏名・電話番号	所属 氏名	4 年末調整	
		事業所として他社分給与(前職分)を合算して年末調整していますか?	はい いいえ
会計事務所等の名称・電話番号	名称	5 納入書	
		特別徴収用の納入書	必要 不要

表記の所在地や名称の変更・誤りがありましたら二重線を引き訂正してください。

修正

切り離して御提出ください

- 提出に関する法令  
地方税法第317条の6 (給与支払報告書等の提出義務)
- 提出するもの  
  - 本総括表**  
該当者がいない場合でも、その旨記入して提出してください。
  - 個人別明細書**  
**1人につき1枚提出してください。副本の提出は不要です。**  
    - ※ 個人別明細書の用紙が必要な場合は、郡山市ウェブサイトからダウンロードしてください。
    - ※ eLTAXで提出する場合は、紙の総括表を提出する必要はありません。(指定番号は必ず入力してください。)
    - ※ 作成を会計事務所等へ委託する場合は、この総括表を委託先へお渡しください。
- 該当者  
令和7年1月1日現在の住所地が郡山市にある次の方  
  - 令和7年1月1日現在の従業員で令和6年中に支払われた給与がある方(パート、アルバイトを含む。)
  - 退職者で令和6年中に支払われた給与がある方  
    - ※ 原発避難者特例法に基づく指定市町村から住民票を移さずに避難している方の給与支払報告書は、住民票のある市町村に提出してください。
- 普通徴収仕切紙について  
この用紙の裏面を「仕切紙」として使用し、必ず特別徴収該当者分と普通徴収該当者を区別して提出してください。普通徴収該当者がいない場合でも仕切紙を添付してください。

5 提出期限  
**令和7年1月31日(金)まで**

### 総括表記入上の注意点について

- 郡山市から送付された総括表以外の様式で提出する場合は、この総括表に記載されている指定番号を記入してください。
- 「受給者総数」欄には、1月1日現在の従業員の総人員数を記入してください。
- 「郡山市への報告人員」欄には、郡山市に給与支払報告書(個人別明細書)を提出する方の総人員数を記入してください。なお、個人別明細書の枚数と異なる場合は個人別明細書の枚数を優先します。
- 「年末調整」欄について、○の記入がなく、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に他社分給与(前職分等)の記入もない場合は、合算していないものとします。なお、他社分給与を含む場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に前職の事業所名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記入してください。
- 「納入書」欄について、○の記入がない場合は、「必要」に記入したものとします。(特別徴収対象者がいない場合は、納入書を送付しません。)

### お問合せ先

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号  
郡山市税務部市民税課 (市役所西庁舎2階)  
電話 (024) 924-2081  
FAX (024) 935-5320  
E-mail shiminzei@city.koriyama.lg.jp

# 仕切紙

## 特別徴収ができない（普通徴収）理由



普通徴収の方については、次の該当欄に人数を記入し、該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。普通徴収の方がない場合でも人数を0名として仕切紙を最後に添付してください。

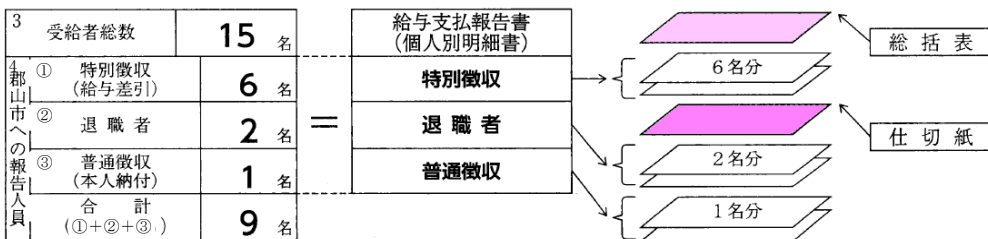
理由区分	特別徴収ができない(普通徴収)理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	名
C	事業専従者(毎月給与支払いの場合を除く。)	名
D	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない(休職者を含む。)	名
E	令和7年5月31日までに退職する予定	名
F	退職者	名
※合計		名

※総括表報告人員欄の普通徴収者と退職者の合計と一致しているか確認してください。

### 【重要】

- 特別徴収該当者と普通徴収該当者をこの仕切紙により区分してください。
- 仕切紙の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。
- 普通徴収に該当する従業員の摘要欄に上記理由区分A～Fを記入してください。

## 給与支払報告書の綴り方



# 給与支払報告書に関するお知らせ

## 1 令和6年分所得税の定額減税額等の記入について

令和7年実施予定の不足額給付の額を算出する際に必要となり、記入がない場合は納税者本人が不足額給付を受けることができなくなる場合がありますので、漏れがないよう必ず記入してください。

「⑦給与支払報告書(個人別明細書)」の「(摘要)」欄には、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票」と同様、実際に源泉徴収税額から控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」(所得税額が0円の場合は「源泉徴収時所得税減税控除済額0円」)、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記入してください。

詳しくは、国税庁定額減税特設サイトの「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご確認ください。

定額減税のしかた

検索

国税庁ウェブサイト <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

## 2 電子データによる給与支払報告書の提出について

給与支払者が給与支払報告書及び源泉徴収票を電子的に提出する場合、eLTAXを利用して、給与支払報告書及び源泉徴収票を一括で作成し、提出することが可能です。

なお、令和3年1月1日以降の提出分より、基準年(前々年)における給与所得の源泉徴収票を税務署へ100枚以上提出している場合は、電子申告(eLTAX又は光ディスク等)による提出が必要となりました。

詳しくは、郡山市又はeLTAX(地方税ポータルシステム)のウェブサイトをご覧ください。

郡山市 給与支払報告書

検索

郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/30/5169.html>

エルタックス

検索

eLTAX(地方税ポータルシステム)ウェブサイト <https://www.eltax.lta.go.jp/>

～切り離して御提出ください～